

# 町からのお知らせ



## マイナンバーカード臨時窓口開設のお知らせ

マイナンバーカードを申請した方で、まだカードを受取っていない方、またはこれから申請をする方のために、臨時窓口を下記のとおり開設いたします。

なお、役場より交付通知書（はがき）が届いた方で、まだカードを受取っていない方はお早めに受け取りをお願いいたします。

### 【役場窓口】

(1) 期 日 4月6日（木曜日）、4月7日（金曜日）

時 間 17:15～19:00まで

(2) 期 日 4月8日（土曜日）

時 間 9:00～12:00



※マイナンバーカード交付時は、暗証番号の設定をするため、一人10分程度かかります。

※申請状況により、カードが出来上がるまでは1ヶ月程かかる場合があります。

《最大20,000円分のマイナポイントは申し込みましたか?》

◎ポイントをもらうために必要なこと

①「健康保険証」としての利用申込みで7,500円相当のポイントがもらえる!

②「公金受取口座」の登録完了で7,500円相当のポイントがもらえる!

③「新規登録」で最大5,000円分までのポイントが受け取れる!

(2023年2月末までに申請をした方で、カードを受取った方が対象になります。)

まだ、20,000円のチャージやお買い物を行っていない場合は、最大5,000円分までポイントを受けることができます。)

※詳しくは下のサイトや、右のQRコードから。

⇒ <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>



■お問合せ (マイナンバーカード申請・交付関係) 住民課 戸籍年金係 Tel82-2164  
(マイナポイント関係) 総務課 Tel82-2131

## 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の適用期間の延長および終了について

町からのお知らせ（2023年1月1日号）にてお知らせしておりました、「国民健康保険」および「後期高齢者医療」の被保険者の方の新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の適用期間が延長となりましたのでお知らせいたします。

なお、5月8日以降は感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型インフルエンザ等感染症に該当しなくなることから、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金についても終了することとなりますので、併せてお知らせいたします。

### ○対象者

以下のすべての条件を満たす方

- ・興部町国民健康保険または興部町に住民票のある北海道後期高齢者医療に加入している方
- ・給与等の支払いを受けている方
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方で療養のため労務に服することができず、その期間給与の支払いを受け取ることができなかった方

### ○支給対象期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

### ○支給額

直近の連続した3か月間の給与収入の合計額を  $\times \frac{2}{3}$   $\times$  対象となる日数  
就労日数で除した金額

※ただし1日当たりの支給額の上限があります。

### ○適用期間

令和5年4月1日から令和5年5月7日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6か月まで）

### ○申請方法

支給要件に該当する場合は申請が必要です。また、医師の意見書および事業主の証明書が必要です。申請を希望される場合は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、必ず事前にお電話でご相談ください。

■お問合せ 介護支援課 保険医療係 Tel82-4140

# 各種福祉手当制度のご案内

手当名	児童扶養手当	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当					
受給者	支給要件に該当する児童(18歳到達後の3月31日までの者または障害児(20歳未満)の父または母、その他養育者。 以下の場合は受給できません。 ①児童が日本国内に住所を有しない。 ②児童が里親に委託されている。 ③受給者が日本国内に住所を有しない。	支給要件に該当する障害児(20歳未満)の父または母、その他養育者。 以下の場合は受給できません。 ①養育している児童が日本国内に住所を有しない。 ②養育している児童が障害を支給事由とする年金等を受給している。 ③養育している児童が施設に入所している。 ④受給者が日本国内に住所を有しない。	重度障害児(20歳未満)本人。 以下の場合は受給できません。 ①障害を支給事由とする給付等を受給している。 ②障害者施設に入所している。	重度障害者(20歳以上)本人。 以下の場合は受給できません。 ①障害者施設に入所している。 ②病院または診療所に継続して3カ月を超えて入院している。					
支給要件	①父母が婚姻を解消した児童	※身体(下記の障害や、内部障害(心臓や腎臓等))、精神、知的、その他疾患の障害の程度により認定され、認定基準には細かな規定があり、規定の診断書に基づいて決定されます。 ※下記は認定基準の抜粋項目となりますので目安として御参照願います。							
	②父または母が死亡した児童	障害別	1 級	2 級					
	③父または母が一定程度の障害の状態にある児童	眼	両眼の視力の和が 0.04 以下のもの	両眼の視力の和が 0.08 以下のもの	両眼の視力の和が 0.02 以下のもの	両眼の視力の和が 0.04 以下のもの	両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの		
	④父または母が生死不明の児童	聴 覚	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のも	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のも	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のも	両耳の聴覚レベルが 90 デシベル以上のも		
	⑤父または母が1年以上遺棄している児童	平衡機能		平衡機能に著しい障害を有するもの			平衡機能に極めて著しい障害を有するもの		
	⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童	そしゃく・嚥下機能		そしゃくの機能を欠くもの			そしゃく機能を失ったもの		
	⑦父または母が1年以上拘禁されている児童	音声又は言語機能		音声または言語機能に著しい障害を有するもの			音声または言語機能を失ったもの		
	⑧婚姻によらないで生まれた児童	上 肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢のおや指及びひとさし指または中指を欠くもの 両上肢のおや指及びひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 一上肢のすべての指を欠くもの 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの	両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したものまたは両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 一上肢のすべての指を欠くもの 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの		
	⑨遺棄などで父母がいるかいないかが明らかでない児童	下 肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの 両下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢のすべての指を欠くもの 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 一下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢の用を全く廃したもの 両大腿を2分の1以上失ったもの	両下肢の機能に著しい障害を有するもの または両下肢を足関節以上で欠くもの	一下肢の機能を全廃したもの 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの		
		体 幹	体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの。	体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの		
	肢体の機能	身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの						
	そ の 他	上記のほか、内部障害(心臓、肝臓等の臓器、呼吸器、血液疾患等)、精神、知的の障害であって、前各号と同程度以上の場合など							
申請書類	児童扶養手当認定請求書 養育費等に関する申告書 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 同居扶養義務者に関する調書 同意書(所得状況等の確認) 住民票(世帯全員) 戸籍謄本 振込先のわかるもの 年金手帳 振込先のわかるもの マイナンバーのわかるもの	特別児童扶養手当認定請求書 特別児童扶養手当認定診断書(障害別) 特別児童扶養手当振込先口座申出書 同意書(所得状況等の確認) 住民票(世帯全員) 戸籍謄本 振込先のわかるもの 身体障害者手帳 療育手帳 マイナンバーのわかるもの	障害児福祉手当認定請求書 障害児福祉手当認定診断書(障害別) 障害児福祉手当所得状況届 同意書(所得状況等の確認) 住民票(世帯全員) 戸籍謄本 振込先のわかるもの 身体障害者手帳 療育手帳 マイナンバーのわかるもの	特別障害者手当認定請求書 特別障害者手当認定診断書(障害別) 特別障害者手当所得状況届 同意書(所得状況等の確認) 住民票(世帯全員) 戸籍謄本 振込先のわかるもの 身体障害者手帳 療育手帳 マイナンバーのわかるもの					

※その他状況に応じて必要書類が追加される場合がありますので申請される際は事前にご連絡等によりご確認下さい。

手続き先: 福祉保健総合センター「きらり」内 福祉保健課社会福祉係(Tel.82-4120)

## 北海道知事・北海道議会議員選挙

投票日 4月9日(日曜日) 7:00~18:00

北海道知事および北海道議会議員選挙が、4月9日(日曜日)に執行されます。住みよい北海道は、あなたの一票から生まれます。よく考え、責任をもって必ず投票へ行きましょう。

### ◆投票できる方

〔知事選挙〕

令和4年12月22日以前に興部町に転入し、引き続き3ヶ月以上、興部町に在住している満18歳以上の者(平成17年4月10日以前に生まれた者)

〔道議選挙〕

令和4年12月30日以前に興部町に転入し、引き続き3ヶ月以上、興部町に在住している満18歳以上の者(平成17年4月10日以前に生まれた者)

※ 興部町から転出した方で当町に選挙権があり、当町において投票する場合は「引き続き道内の区域内に住所を有することを証明する書類」が必要となりますので、転出先の市町村が交付する証明書類を持参してください。

道内の市町村から転入された方で、転入前の市町村に選挙権があり、その市町村で投票される方についても、上記と同様の書類が必要となりますので、当町より証明書類の交付を受けてください。

### ◆投票場所

入場券に記載されている投票所(下表)で投票してください。投票の際には「入場券」を忘れずに持参しましょう。

【投票所一覧表】

投票所	投票場所	投票所住所
第1投票所	興部町中央公民館	興部町仲町
第2投票所	興部町沙留公民館	興部町沙留旭町
第3投票所	宇津集落センター	興部町宇津
第4投票所	秋里集落センター	興部町秋里
第5投票所	豊野集落センター	興部町豊野

### ◆期日前投票および不在者投票について

選挙当日、次の事由などによって投票所へ行って投票できない場合は、期日前投票および不在者投票ができます。

- ①町内外を問わず、仕事や旅行、冠婚葬祭などで投票できない方
- ②病気やケガなどにより歩行が困難であり、投票所へ行くことができない方
- ③病院や施設に入院・入所されている方

※期日前投票の期間は、次のとおりです

期 間…〔知事〕3月24日(金曜日)から4月8日(土曜日)まで

〔道議〕4月1日(土曜日)から4月8日(土曜日)まで

時 間…午前8時30分から午後8時00分まで

(土曜日・日曜日と同じです)

場 所…興部町役場 1階 第1会議室

### ◆開票について

- ① 即日開票で、午後8時00分より興部町中央公民館2階講堂で行います。
- ② 参観人は、先着順に30人です。受付で入場券を受け取り入場してください。

【郵便等による不在者投票制度について】

身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの方、または要介護者で下記1~4のいずれかに該当する方は、現存する場所(自宅等)において投票できる「郵便等による不在者投票」ができます。

「郵便等による不在者投票」を希望される方は、選挙管理委員会に対し、選挙人自身が署名した「郵便等投票証明書交付申請書」と、身体障害者手帳か、戦傷病者手帳、または被保険証(介護保険)の写しを提出し、「郵便等投票証明書」の交付を受けてください。また、すでに「郵便等投票証明書」の交付を受けている方で、有効期限が切れている場合は再交付の申請をしてください。

1. 身体障害者手帳の交付を受けている者

ア) 両下肢等の障害の程度が、1級若しくは2級である者

イ) 内臓機能の障害の程度が、1級若しくは3級である者

2. 戦傷病者手帳の交付を受けている者で、恩給法別表第1号表の2の特別項症から第2項症(内臓機能の障害にあつては特別項症から第3項症)までである者

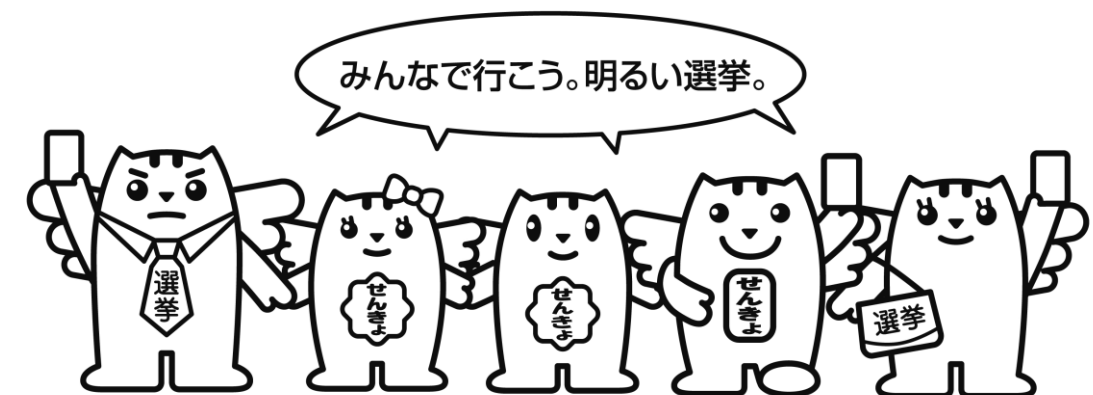
3. 介護保険法上、要介護者で要介護状態区分が要介護5である者

4. 身体障害者または戦傷病者で都道府県知事が書面により証明した者

※不明な点がございましたら、興部町選挙管理委員会へお問い合わせください。

興部町選挙管理委員会事務局 役場1階第1会議室

TEL 82-2131 (内線282)





## 「全国瞬時警報システム（Jアラート）」の 全国一斉情報伝達試験について

Jアラートによる情報伝達時の不具合発生を抑制し、非常時に備えるため、今年度については国による試験を下記のとおり実施予定とする通知がありましたのでお知らせいたします。

- 【実施予定日時】
- ① 令和5年 6月 7日（水曜日）11：00
  - ② 令和5年 8月 9日（水曜日）11：00
  - ③ 令和5年11月15日（水曜日）11：00
  - ④ 令和6年 2月 9日（金曜日）11：00

なお、実施日が近づきましたら、事前に「町からのお知らせ」で周知いたしますのでご確認ください。

このシステムは、国民保護、地震、津波、気象、災害、武力攻撃などの発生時に迅速に対応するため、消防庁から発信される情報を役場の機器で受信し、住民に防災スピーカー等を通じてお知らせするものです。

**※情報伝達試験は、住民の方々に参加・行動をお願いするものではありません。**

（住民課住民活動・環境係、総務課情報防災係）

## 畜犬取締り及び野犬掃とうの実施について

興部町畜犬取締り及び野犬掃とう条例第6条第2項の規定に基づき、次のとおり畜犬取締りおよび野犬掃とうを実施いたします。

- 〈実施期間〉 4月1日より9月30日まで  
〈実施区域〉 興部町全域  
〈実施方法〉 捕獲等

〈その他〉

- ① 放し飼いは厳禁です。犬を飼育している場合は登録・予防注射を実施のうえ、檻にいれるか2メートル以内の丈夫な綱・鎖でつないでください。放し飼いの犬は、積極的に駆除していきます。飼い犬が逃げた場合は、役場や警察までご連絡願います。
- ② 犬等ペットのフンは必ず始末してください。「北海道動物の愛護および管理に関する条例」により、他人へ迷惑をかけない飼い方も飼い主の責務となっております。条例を守られなかった場合、勧告、措置命令、罰則等が適用されます。リードをつけ、袋を持って散歩をするのも飼い主のマナーです。
- ③ 鳴き声に注意して下さい。動物の大きな鳴き声は、近所の人にとって迷惑となり、トラブルのもととなります。番犬として吠えることも大切ですが、無駄吠えをしないよう、しっかりとしつけを行ってください。犬の無駄吠えには、散歩に毎日行ったり、一緒に遊んであげたりと犬にストレスを溜めないようにすることも効果的です。

■お問合せ 住民課 住民活動・環境係 TEL82-2164

## 「令和5年度奨学生」の募集について

興部町では、教育の機会均等と教育の振興を図るため、学業成績が優秀で経済的理由により修学が困難な方に対し奨学金を交付しています。次により令和5年度に対象となる生徒を募集いたします。

### 1. 応募できる方

奨学金の交付を受けられる方は、本町の住民で次の各号に該当する方。

- (1) 高等学校（高等専門学校を含む。）または、これと同等の学校に就学する方、もしくは在学者
- (2) 健康で学業優秀、性行善良な方
- (3) 学資の支弁が困難な方

### 2. 応募方法および期間

**4月21日（金曜日）まで**に教育委員会が定める様式により、申請書および関係書類を添えて通学している高校（興部高等学校）に提出してください。関係書類については、高校（興部高等学校）または教育委員会にあります。

**※記載の高等学校以外の場合は、教育委員会までご連絡願います。**

### 3. 奨学生の選定および奨学金

- (1) 奨学生は、教育委員会の審査により決定します。
- (2) 奨学金は、月額10,000円として1年間交付します。また奨学金の返済については免除します。

### 4. その他

不明な点や詳しいお問い合わせは、教育委員会・総務学校係（TEL82-2552）までご連絡願います。

## 生ごみの減量化対策補助のお知らせ

各家庭での生ごみの処理を促進し、ごみの減量化を図るため、町では生ごみ破砕機（ディスポーザー）等の購入に必要な経費を補助しております。

補助金額につきましては、購入価格の4分の3以内、最高75,000円までとなっており、ディスポーザーについては1台3～4万円ほどの自己負担で設置することができます。

キッチンの形状によっては設置できない場合もありますので、詳しくは町内の排水設備指定業者にご確認ください。

また、生ごみ減量化の対策として、食品ロス量を意識しながらディスポーザーを利用することで、生ごみを出す手間も軽減され、二酸化炭素の排出削減、ごみ処理費の削減にもつながります。今一度ごみ減量化に向けてご家庭で考えてみませんか。

**※以前に補助金を利用されている方につきましても、6年を経過すれば再度補助金を受けることが可能です。壊れて使わなくなってしまった方なども再度ご検討ください。**

■お問合せ 住民課 住民活動・環境係 TEL82-2164

## 興部町高齢者等外出支援ハイヤー等利用助成について

この助成制度は、令和3年度より満75歳以上の方全員に、申請手続なしに利用券を送付していましたが、利用券不要で返却される方も見受けられることから、令和5年度からは利用の確認をさせて頂いた上で、利用される方に送付することといたします。

なお、利用継続された方は、妊産婦の方以外は申請手続不要となります。また、利用券不要な方についても必要とする場合は、いつでも申請できます。

### ○対象者

- ・町内に住所を有し、**来年3月末までに満75歳に到達する方**
- ・満65歳以上で自主的に自動車運転免許証を返納した方  
**※運転経歴証明書または取消通知書の写しが必要となります。**
- ・介護保険法の規定により要支援1以上の認定を受けた方
- ・母子健康手帳の交付を受けている方で、手帳の交付から出産後2か月までの間の妊産婦  
**※重度身体障害者ハイヤー助成制度利用者は重複して利用はできません。**

### ○助成額 助成券1枚につき、300円とする

### ○助成券の枚数

住んでいる地区に応じて、助成券の枚数を年間24枚、36枚、60枚の3種類に別けて交付します。年度途中での交付につきましては月割りの枚数となります。

※助成券は、1度に何枚使用してもかまいません。

### ○利用方法

1. 75歳以上の方については、3月中に確認書により「利用する」と返信頂いた方は、4月上旬に福祉保健課社会福祉係より「利用者資格者証」および「利用券」を郵送いたします。  
**※免許証を返納された方、要支援1以上の方および妊産婦については、ハイヤー等利用申請書の提出が必要となります。**
2. 対象者は、「利用者資格者証」を運転手に提示し、降車時に料金に応じて「利用券」を提出するとともに、利用料金から利用券1枚当たりの助成金額を控除した額をお支払ください。

○申請先 福祉保健総合センター「きらり」内 福祉保健課 社会福祉係または沙留出張所

■お問合せ 福祉保健課 社会福祉係 Tel82-4120

## ご利用ください、町の制度 重度身体障害者に対するハイヤー料金の助成制度

興部町では重度身体障害者の方に対して、ハイヤー等乗車料金の助成をしています。制度の内容は、以下のとおりです。

○主 旨 身体障害者の生活圏の拡大と社会参加の促進を目的に、町内に事業所を有するハイヤー事業者、福祉輸送事業者が運行するハイヤーおよび介護タクシーを利用した場合の乗車料金を助成いたします。

### ○利用可能事業所

- ・NPO法人わたぼうし (仲 町) Tel82-7733
- ・興部交通(有限会社下村運送) (春日町) Tel82-2255

※予約等、ご利用については事業所へ直接お問い合わせください。

○対象者 町内に住所を有し、次に該当する障害で身体障害者手帳の交付を受けている方

- ・下肢障害 (1~2級) ・体幹障害 (1~2級)
- ・視覚障害 (1~2級) ・心臓機能障害 (1・3級)

※障害者本人によるハイヤー等の利用が困難な場合は、同居している家族の方

### ○助成額

住んでいる地区に応じて、助成券の枚数を年間36枚、54枚、90枚の3種類に別けて交付します。年度途中での交付については月割りの枚数となります。(助成券1枚は乗車基本料金相当額です)

※助成券は、1度に何枚使用してもかまいません。

○申請先 福祉保健総合センター「きらり」内 福祉保健課 社会福祉係または沙留出張所

■お問合せ 福祉保健課 社会福祉係 Tel82-4120

## 住宅入居者募集のお知らせ

興部町では、次の住宅について入居者を募集します。

申込者に応じて、申込時の必要書類が異なりますので、お早目にご相談ください。

<公営住宅> 所得の月額基準：158,000円以下(裁量階層214,000円以下)

※家賃の他に共益費(石油給湯器使用料として2,000円、草刈料として泉町団地：500円、栄町団地：1,000円、新沙留団地：600円)が別途加算されます。

【先月に引き続き募集している住宅】

元町団地：(59-1-3棟)3LDK 1戸 新泉町団地：(1-1棟)3LDK 1戸

栄町団地：(B棟)3LDK 1戸 新沙留団地：3LDK 3戸

泉町団地：(1号棟)3LDK 1戸(2号棟)3LDK 1戸(3号棟)3LDK 1戸

<特定公共賃貸住宅> 所得の月額基準：158,001円~487,000円

【先月に引き続き募集している住宅】

新沙留団地：2LDK 1戸、3LDK 2戸

<注意事項>

※募集住宅の詳細は、興部町ホームページ(<https://www.town.okoppe.lg.jp>)または、下記へお問い合わせください。

※家賃は、所得に応じて変わります。

※所得の月額基準の裁量階層は、同居者に小学校就学前の方がいる場合など、一定の条件を満たす方が対象となります。

※原則、入居時に法定家賃の3ヶ月分を敷金として納めていただきます。

【入居申込資格】

・町税・上下水道料・保育料等に未納が無い方。

※他にも要件等がありますので、詳しくは、下記へお問い合わせください。

◎申込期限 4月17日(月曜日) 17:15

■お問合せ 建設課 住宅管財係 Tel82-2166



## 興部町 定住促進 住宅建設支援制度のお知らせ

興部町では、町民の方々や移住してきた方が町に定住していただけるよう、定住の促進および居住の安定を図るため、住宅を新築、増築、改築、または中古住宅を購入する方に対し、建設費用若しくは購入費用の一部を補助することを目的とした『興部町定住促進住宅建設支援条例』を制定し、令和2年度より実施しております。

支援の対象者や、補助金等の制度の内容については次のとおりです。

### 1. 制度の名称 興部町定住促進住宅建設支援条例

### 2. 対象者

(1) 興部町内に住宅を新築、増築、改築し、または中古住宅の購入により新たに固定資産税の納税義務者となりうる方で、主な要件は以下のとおりです。

- ① 興部町民および今後、興部町に転入しようとする方で、5年以上居住することを確約する方。
- ② 町税および町に納付すべき公共料金を滞納していない方。

※この他にも要件等がありますので、詳細については、町担当課係までお問い合わせください

### 3. 補助の金額および要件

#### (1) 新築工事、増築工事、改築工事

交付対象者	補助金額			
	町内建築業者による施工		町外建築業者による施工	
	対象床面積 1平方メートル 当たり	1戸当たり 限度額	対象床面積 1平方メートル 当たり	1戸当たり限度額
町民・転入者	15,000円	200万円	7,500円	100万円

#### (2) 中古住宅購入

交付対象者	補助金額
町民・転入者	購入に要した費用（購入費、土地取得費）に20%を乗じた額とし、1戸当たり 上限額は50万円

(3) 上記(1)および(2)により算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、その金額を切り捨てるものとします。

### 4. 補助金の申込みから交付までの流れ

補助金の交付は、工事または住宅を購入した翌年度に補助金を交付することとします。

#### (1) 新築工事、増築工事、改築工事

- ① 工事着工前に【定住促進住宅建設支援補助金申込書】を町に提出します。
- ↓
- ② 町で申込書を受理し、内容確認の上、申込者に対して確認した旨の通知をします。
- ↓
- ③ (建築基準法に係る確認申請手続き等終了の後、工事着工)
- ↓
- ④ (工事完了)
- ↓

⑤ 町担当職員による完了検査を実施します。  
 ※1月1日から12月31日までの期間に工事が完了し、かつ、町担当職員による完了検査が終了した住宅について、翌年の補助金交付対象となります。

- ↓
- ⑥ 完了検査が終了した翌年の4月1日から4月30日の期間に補助金の交付申請をしていただきます。
- ↓
- ⑦ 町で審査を行い、支障がない場合は、補助金交付決定書により、交付対象者に通知し、速やかに補助金を交付します。

#### (2) 中古住宅購入

- ① 中古住宅購入前に【定住促進住宅建設支援補助金申込書】を町に提出します。
- ↓
- ② 町で申込書を受理し、内容確認の上、申込者に対して確認した旨の通知をします。
- ↓
- ③ (中古住宅購入完了)
- ↓
- ④ 町担当職員による完了検査を実施します。  
 ※1月1日から12月31日までの期間に購入が完了し、かつ、町担当職員による完了検査が終了した住宅について、翌年の補助金交付対象となります。

- ↓
- ⑤ 完了検査が終了した翌年の4月1日から4月30日の期間に補助金の交付申請をしていただきます。
- ↓
- ⑥ 町で審査を行い、支障がない場合は、補助金交付決定書により、交付対象者に通知し、速やかに補助金を交付します。

### 5. 制度の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。

※令和5年12月31日までに、住宅を新築、増築、改築し、または中古住宅を購入し、かつ町による完了検査が終了している物件が対象となります。

◆申請および手続き等に関するお問い合わせについては、下記担当課係までお問い合わせください。

■お問合せ・申請 建設課 建築係 TEL82-2166

## 興部町 雇用者 住宅建設支援制度のお知らせ

興部町では、従業員の方が居住するための社宅（雇用者住宅）を新築する事業者の方に対して、建設費用の一部を補助することを目的とした『興部町雇用者住宅建設支援条例』を制定し、令和2年度より実施しております。

支援の対象者や、補助金等の制度の内容については次のとおりです。

1. 制度の名称 興部町雇用者住宅建設支援条例

2. 対象者

(1) 雇用者住宅の新築工事により、新たに固定資産税の納税義務者となりうる興部町に現に住所を有する事業者で、主な要件は以下のとおりです。

- ①本町の区域内において、雇用者住宅の新築工事をする方
- ②国税、地方税および地方公共団体に納付すべき使用料等を滞納していない方

※この他にも要件等がありますので、詳細については、町担当課係までお問い合わせください。

3. 補助の金額および要件

(1) 戸建形式住宅、長屋若しくは共同住宅の新築工事

交付対象者	補助金額			
	町内建築業者による施工		町外建築業者による施工	
	対象床面積 1平方メートル 当たり	1戸当たり 限度額	対象床面積 1平方メートル 当たり	1戸当たり 限度額
興部町に現に住所を有する事業者	7,500円	100万円	3,750円	50万円

(2) 寄宿舍の新築工事

交付対象者	補助金額			
	町内建築業者による施工		町外建築業者による施工	
	1室当たり	1棟当たり 限度額	1室当たり	1棟当たり 限度額
興部町に現に住所を有する事業者	40万円	200万円	20万円	100万円

(3) 上記(1)および(2)により算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、その金額を切り捨てるものとします。

4. 補助金の申込みから交付までの流れ

・補助金の交付は、工事または住宅を購入した翌年度に補助金を交付することとします。

①工事着工前に【雇用者住宅建設支援補助金申込書】を町に提出します。

②町で申込書を受理し、内容確認の上、申込者に対して確認した旨の通知をします。

③（建築基準法に係る確認申請手続き等終了の後、工事着工）

④（工事完了）

⑤町担当職員による完了検査を実施します。

※1月1日から12月31日までの期間に工事が完了し、かつ、町担当職員による完了検査が終了した住宅について、翌年の補助金交付対象となります。

⑥完了検査が終了した翌年の4月1日から4月30日の期間に補助金の交付申請をしていただきます。

⑦町で審査を行い、支障がない場合は、補助金交付決定書により、交付対象者に通知し、速やかに補助金を交付します。

5. 制度の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。  
※令和5年12月31日までに、雇用者住宅を新築し、かつ町による完了検査が終了している物件が対象となります。

◆申請および手続き等に関するお問い合わせについては、下記担当課係までお問い合わせください。

■お問合せ・申請 建設課 建築係 TEL82-2166

## 令和5年度 危険物取扱者試験・消防設備士試験のご案内

令和5年度第1回危険物取扱者試験および第1回消防設備士試験が下記の日程により実施されますので、お知らせいたします。

受験希望の方は紋別地区消防組合消防署興部支署予防係までお問い合わせ下さい。

また、インターネットによる受験申請（電子申請）をされる方は、(財)消防試験研究センターのホームページ（<https://www.shoubo-shiken.or.jp>）をご覧ください。

◎試験日 5月21日（日曜日）

○受験願書の受付期間 【書面申請】4月7日（金曜日）～4月14日（金曜日）  
【電子申請】4月4日（火曜日）～4月11日（火曜日）

○試験の種類および試験地

区分	試験の種類	試験地
危険物取扱者試験	甲種 乙種（第1～6類） 丙種	函館市・旭川市・北見市・苫小牧市・帯広市 釧路市
	乙種（第1～6類） 丙種	小樽市・岩見沢市・紋別市
消防設備士試験	甲種（第1～5類） 乙種（第1～7類）	札幌市・函館市・旭川市・北見市・苫小牧市 帯広市・釧路市

■お問合せ 紋別地区消防組合消防署興部支署 予防係 TEL82-2136



## おこっぺ町地域づくりサポートの会 交流事業のお知らせ

### ◎手芸のつどい

町民の方と一緒に作品づくりを行う『手芸のつどい』を開催しております。  
月1回のひと時を手芸品づくりで楽しみたいと思いますのでどうぞお気軽にお越しください。  
年代は問いません、子育て中のお母さん、若い世代の方の参加も大歓迎です

日程		予定作品
4月	28日(金曜日)	作品： <b>アームカバーとエプロン</b> 持ち物：A布 80cm×1m、B布 80cm×1m ゴムテープ 8mm×1m10cm
5月	26日(金曜日)	作品： <b>キャップとマフラー</b> 持ち物：サマーヤーン 200g かぎ針5号 (サマーヤーンはサロンにもあります)
6月	23日(金曜日)	作品： <b>斜めかけバック</b> 持ち物：布 50cm×50cm、かばんテープ 1m20cm
7月	28日(金曜日)	作品： <b>2色バック</b> 持ち物：表布 A布 90cm×30cm、B布 90cm×30cm 裏布 90cm×60cm、接着芯 90cm×60cm ボタン1個
8月	18日(金曜日)	作品： <b>切り替えトートバック</b> 持ち物：表布 A布 80cm×30cm、B布 80cm×20cm 裏布 80cm×40cm 接着芯 80cm×50cm 持ち手布 5cm×44cm 2本
9月	22日(金曜日)	作品： <b>ペットボトルカバー</b> 持ち物：表布 30cm×30cm、裏布 30cm×30cm ひも布 50cm×30cm、ボタン2個

※材料の他に裁縫道具をお持ち下さい。材料の都合がつかない方は事前にご相談下さい。

《お願い》サロンでは引き続き新型コロナウイルス感染防止策を行いながら事業を行っていますので、来所の際はご協力をお願いいたします

### ◎ミシンの日

『ミシンの日』は町民の皆さんにサロンにあるミシンを使っていただき、ご自由に作りたい作品を作る日です。ミシンの使い方は手芸グループの会員が説明いたします。

お子さんの道具袋や、服のリフォームや繕いなど、自宅にミシンが無い方、作り方に自信が無い方など裁縫の相談も可能ですので、どうぞお気軽にご利用ください。

#### 【日程】

4月21日(金曜日)	5月12日(金曜日)	6月9日(金曜日)
7月21日(金曜日)	8月25日(金曜日)	9月15日(金曜日)

※作りたい作品の材料(布・ミシン糸等)をご持参下さい。

○時間 10:00~16:00 (午前のみ、午後のみ参加も可能です)

※昼食時間 12:00~13:00

感染防止のため、当面の間サロン内での昼食はできませんのでご了承ください。

○場所 ふれあいサロン『ほっと』(旧品田商店・仲町)

○対象者 町民どなたでも参加可能です。

◎申込み 初めてのの方は、開催日の前日までに問い合わせ先へお申込下さい。

※来所の際は、マスクの着用、消毒、検温、間隔の確保など防止対策のご協力をお願いいたします

※新型コロナウイルスの感染拡大状況により交流事業を中止する場合がありますので、その節はご了承頂きますようお願いいたします。

■お問合せ 手芸活動グループ代表 高橋 和子 TEL 82-3222

**【目指せ！500日！】**

**令和5年4月3日で**

**町内の交通死亡事故ゼロ498日**

**スピードダウンとシートベルトの全席着用**

